

当院を初めて受診される方へ【選定療養費について】

他の医療機関等(医院・クリニック等)からの紹介状なく、当院を受診された初診患者さんにつきましては、選定療養費として7,200円(税込)をお支払いしていただく必要があります。(当院での直近の受診日から、期間が空いている場合には、初診患者扱いになることがあります。)

また、当院に通院中であっても、新たに他の診療科を紹介状または院内紹介なしで受診した場合は、選定療養費が必要となります。

当院より他の医療機関へ逆紹介を行ったにもかかわらず、自身の判断で当院を受診した場合は、再診時に選定療養費として3,050円(税込)をお支払いしていただく必要があります。

新型コロナウイルス感染症疑いでの外来受診について【選定療養費】

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが変更(2類→5類)になりました。それに伴い、新型コロナウイルスの感染が疑われ、当院の発熱外来を受診する場合に、下記に該当する患者さんについては、初診時選定療養費(7,200円)が発生しますので、ご了承ください。

- ・新型コロナ受診相談センターや保健所等において、複数の医療機関の案内を受け、その中から患者さんご自身が当院での受診を選択されて初診受診した場合。
- ・患者さんご自身が、和歌山県のホームページの「診療・検査医療機関」リストを閲覧する等して、当院での受診を選択されて初診受診した場合。
- ・他医療機関から当院への診療情報提供書(紹介状)のご用意なく、当院を初診受診された場合。